

## 【ディスカッション】

## パネルディスカッション

コーディネーター 田村 正博

パネリスト 飛田 桂、増井 敦

阿波 拓洋、根ヶ山 裕子

## 目次

- (1) 山田不二子氏コメント① オーソライズ
- (2) 吉開多一氏コメント 子どもの供述の信用性の考え直し
- (3) 警察と児童相談所の視点の違いに対する対策
- (4) スペシャリストの育成
- (5) 大阪府警察の取り組み
- (6) 刑事法上の課題と刑事実体法の役割
- (7) 監護者以外からの性被害への対応
- (8) 話せない子どもが話すことができるようにするために
- (9) 山田不二子氏コメント② 「たたき台」の個別の問題点
- (10) 最後に

田村：それでは始めます。今日のシンポジウム、最初私が簡単に話しましたが、その後、リンダさんの素晴らしい基調講演がありました。その後、飛田さんと増井さんの、息が合った、アットホームな、しかしすごく熱の入った、しかも内容がとてもよく分かる対話だったと思います。本当にありがとうございました。阿波さんと根ヶ山さんの小講演も、本当は小講演なのでもっと早く終わってほしかったんですけど、少し長めになりましたが、内容は充実したものだということふうに思っ、大変感謝いたしております。

仲先生の本当に素晴らしいメッセージの中でもご紹介ありましたけども、仲プロジェクトと私どものプロジェクトで、いろんな点で一緒させていただきました。お話があったとおり、平成31年のシンポジウムでは、京都府警察の本部長様にもご参加いただいたワークショップがあって、クローズな中で、かなり現場的な話もできたと思っています。今日は逆に、クローズではないまさにオープンなシンポジウムでございます。それとは違う形ですが、同じように実りのあるものになりたいと思っておりますので、どうか皆さまご協力よろしく願いいたします。

さて、それでは本論に入ります。まず、この今回のパネルディスカッションでは、お2方に指定討論者としてご発言を願うというふうにいたしておりました。まずチャイルドファーストジャパンの理事長でいらっしゃる山田不二子さんにお話をさせていただきたいと思っております。その前に、言うのを忘れてましたが、このパネルディスカッションでは、もう「先生」という言葉を使わないで、皆さん一律に「さん」付けとさせていただきますので、ご了承ください。それでは、山田さんからお願いいたします。

(1) 山田不二子氏コメント① オーソライズ

山田不二子 (チャイルドファーストジャパン理事長) : はい。今田村さんからご紹介いただきました山田です。スライドにあるとおり、認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンの理事長として、また 2010 年からは 3~4 年間ほど RATAAC というプロトコルでしたが、2014 年から ChildFirst プロトコルの司法面接研修をおこなっているファカルティの代表を務めております。

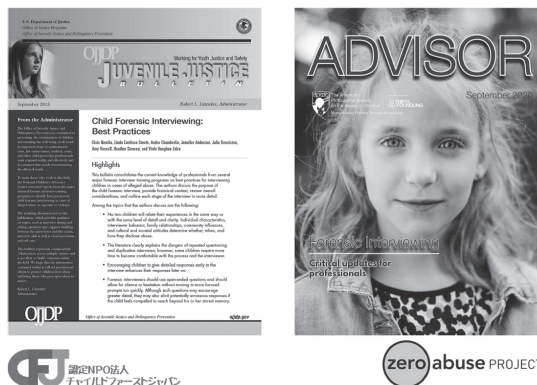
皆さんのお手元に PDF で「たたき台」、「日本版司法面接ガイドラインの策定へ向けた議論のためのたたき台」、新司法面接プロジェクトという、9 月にできたばかりのできたてほやほやの PDF が送られていると思います。

今日は主にこのオーソライズのお話をして、後の細かい点についてはパネルディスカッションのほうに譲ろうと思うのですが。実はリンダさんの所属されている NCAC、National Children's Advocacy Center ですが、クリス・ニューリン理事長に来年の 1 月に私が理事長を務める法人がお招きしてシンポジウムに来ていただくのですが、その打ち合わせで一昨日、ウェブでクリスとお話をしました。増井さんに、クリスとこの「たたき台」の話をしたいかというふうに確認したら OK をいただきましたので、クリスと話をしました。やっぱりクリスが一番最初に言ったのは、アメリカで出してるようなこの — 左側がベストプラクティスって超有名なあのガイドラインです。それから右側はもうちょっと具体的に各プロトコルがどうなってるかっていうことが説明されている、APSAC という学会が発行している「ADVISOR」ですけれども — こういったもののように、やっぱりオーソライズする必要があるだろうとおっしゃいました。ちゃんと — 民間団体の一策というのではなくて — ガバメントがきちんとオーソライズしないと、なかなかこれは定着しないよっていうことをクリスもおっしゃっていました。

左側が OJJDP といって — Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention ですが、これは米国連邦司法省の下部団体であるオフィスが発行したもので、— ちょっと字が小さくて見えませんが — 左側のファーストオーサーが今ご紹介したクリス・ニューリンさんで、セカンドオーサーが今日基調講演をいただいたリンダ・スティールさんということです。何番目かに、エイミー・ラッセルという名前があるので、すけれども、エイミー・ラッセルは、われわれが研修してる ChildFirst プロトコルの開発者の 1 人です。

右側の APSAC の「ADVISOR」ですが、APSAC

### オーソライズについて



OJJDP 認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン

zeroabuse PROJECT

### オーソライズについて

- OJJDP: Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U. S. Department of Justice
- APSAC: The American Professional Society on the Abuse of Children (日本子ども虐待防止学会に相当)

OJJDP 認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン

zeroabuse PROJECT

### 厚生労働省・警察庁・最高検察庁から 2015年10月28日に発出された通知・通達



OJJDP 認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン

zeroabuse PROJECT

は——名称はそこに書いてあるとおりなのですが——日本でいうと日本子ども虐待防止学会に相応する学会であるということです。

左側が政府系のオーソライザーで、右側が、学会がオーソライズしたものであるということですので、日本のこの「たたき台」もどちらかの形を取るのがよいのではないかと私は思っています。

オーソライズされた後に、これも皆さんご存じのとおり、2015年10月28日の厚生労働省・警察庁・最高検から出た通知・通達ですけれども、このような形で通知・通達を出してもらって周知徹底を図るということになると思います。

この附帯決議をご覧くださいますと、「国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施しなさい」という附帯決議が付きましました。

刑事訴訟法や刑法の改正ですけれども——これもたたき台に書いてあるのでざっといきますけど——まだ未施行で施行はされていませんけれども、年内くらいに施行予定の刑事訴訟法の改正で321条の3ができましたので、伝聞証拠禁止の法則の例外として、この司法面接記録媒体が証拠化できる道筋ができるわけです。それに際して、321条の3の1項第2号に、措置としてこういったものが適切に行われている場合は伝聞例外とするということであるわけですけれども、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、十分な供述をするための必要な措置が取られていること、2つ目が、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避け、悪影響を与えないようにするための必要な措置ということですので。これらを満たしていると裁判官が判断すれば伝聞例外になるという、そういう構造です。とはいえ、まだ日

本の裁判官が司法面接をどこまで熟知してるかと言ったら、申し訳ないけど、若干疑問があるところではあるので、そうすると、やっぱりこのガイドラインというのは、裁判官が伝聞例外を認める上でも重要な役割を果たしていこうということが考えられ、やはりきちとしたオーソライズが必要というふうに思うところです。

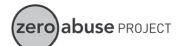
そこで、そのオーソライズの仕方ですけど、日本が研究グラント、研究費を発行しているのは厚生労働省と文部科学省と、先ほど仲さんがおっしゃっていたJST、科学技術振興機構、この3つが競争的グラント、すなわち、応募をしてちゃんと評価を受けてセ選考されて研究費を与えられるという、そういう形での研究費の支出をしているわけです。私も、厚労科研も文科研もJSTの、特にJISTECなんかも何回か関わってはきていますけど、もしかしたら今回もJSTがよいのかもしれませんが、厚生労働科学研究は評価軸もかなりしっかりしていて、厳しい手続きを経ますので、

## 第211回国会閣法第58号 附帯決議

### • 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

四 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。



### 改正刑事訴訟法321条の3(未施行)

第1項 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。)は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。



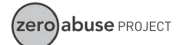
### 改正刑事訴訟法321条の3(未施行)

#### 第二号 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

※ 裁判官が司法面接ビデオを「伝聞証拠禁止の法則の例外(伝聞例外)」と認められるかどうかを判断する際のガイドラインも必要



一番オーソライズとして適切なのではないかと考えます。もし国のグラントを使うのであれば、厚生労働科学研究を、司法的な視点よりも——もちろんそれも重要なんですが——、今まで8年近く協同面接でやってきて児童相談所のためになる司法面接になってきたかというところ、——さっき根ヶ山さんがおっしゃったとおり——刑事司法には資するものが多少あるかもしれないけれども、子どもの将来を守るために活用できる司法面接がなされてきたかというところ甚だ疑問なところがあって、そういう視点から、もうちょっと心理学的な視点も含めた研究を加える必要があると思います。リングさんもソーシャルサポートが必要であるということをおっしゃっていたので、その刑事司法的な視点だけではない視点を入れるという意味では、JSTよりは厚労科研のがよいのではないかなと、個人的には思っています。通りやすいのはJSTであることは、そうだと思いますけれども。

あと、気になる点をいくつか挙げておきました。初期聴取の在り方、だいぶ頑張ってる分りやすく書いてはくさっているのですが、若干すっきりしてないところがあるということと、あと、基本的知識、司法面接者が習得すべきものの記載が薄いということ、それから、ストラクチャーについてはある程度書いてあるんですけども、もうちょっとプロトコル全般に通じた——一つずつのプロトコル書く必要はないですけども、全てのプロトコルに通底している——ものがあるので、そこをもうちょっと書いたほうがよいのではないかとということと、あと、メディア（ツール）の使用のこと、事後ミーティングの重要性は先ほど根ヶ山さんが強調してくださっていたのですが、そこがすっきり抜けているので、事後ミーティングを確実に入れなければいけないということと、あと——また時間があればお話ししたいんですけど——研修体制の在り方、この辺りのところはまだ補足・追記すべき部分があるというふうに感じております。以上です。

田村：ありがとうございました。

(2) 吉開多一氏コメント 子どもの供述の信用性の考え直し

田村：それではもう1人の指定討論者の吉開さんから、日本の法制度にあったガイドラインを作る必要があることや、日本の法制度との適合性という観点からも含めて、今回のものに対するコメントをいただければと思います。よろしくお願ひします。

吉開多一（国土館大学法学部教授）：国土館大学法学部で教員をやっております、吉開と申します。私はバックグラウンドが検察官を17年ぐらいやっていたことで、そちらの観点で今回の新司法面接プロジェクトにも参加させていただいて、主に法制度面からのチェックというか、検討をさせてもらったというふうな形になっております。

改めて今回のプロジェクト、もう今日のリングさんのお話、あと、山田先生の先ほどのお話も含めて、法制度側で言うと司法面接の今後の発展と関連して、子どもの供述の信用性というのをどういうふうの評価していくのかということ

## 山田からの提案

- 本たたき台を元に、厚生労働科学研究で公式のガイドラインを策定し、研究成果物として公開したものを、2015年10月28日同日発出の通知・通達と同様、こども家庭庁・警察庁・最高検察庁が周知徹底を図るとともに、伝聞例外の判断の際、裁判官にも活用してもらう。



## その他、気になる点

- 初期聴取のあり方
- 司法面接者が習得すべき基本的知識
- 司法面接プロトコルすべてに共通するストラクチャーに関する記載
- メディア（ツール）の使用に関する記載
- 事後ミーティングの重要性に関する記載
- 研修体制のあり方





ころを、改めてちょっと考え直す必要があるのかなというふうに思っております。

言うまでもなく、子どもの供述というのは、大人と違った評価基準で評価しなければならないということになるはずなんですけども、そのあたりの認識が今まで足りてきたのかということと、さらに今後ちゃんとそれが足りてくるのかということを考える必要があつて。例えば大人であっても全てのものを見ているわけではありませんから、細かいところ、微に入り細にうがって、あれはどうだった、これはどうだと聞かれて答えられる人はおらず、それを子どもにやれば、子どもはなおのこと、語彙力とか表現力に——まだ発達が十分でないわけですから——難があるわけなので。

そういった反対尋問の在り方も含めて——先ほど山田先生からご紹介があつて、私がしゃべろうかと思ったらもう先ほどご紹介あつたのもうしゃべらなくていいかなと思ったんですけど——、321条の3というのがまさに今年、刑事訴訟法改正になって年内に施行される予定となっておりますけども、あれは、無条件で伝聞例外として証拠にするということではなくて、反対尋問はさせると。ですので、子どもは司法面接的手法によってビデオで話をした後に、結局法廷に呼ばれて反対尋問を受けるということは、なお残るといふようになっております。そういった中で、きちんと反対尋問は何を聞くべきなのか、どう聞くべきなのかといったところも、子どもの供述の信用性の評価の在り方と関連して、しかるべきやり方をしなければいけないんじゃないかということも、法制度面から改めて感じた次第でございます。

もう一つ、もともと321条の3も、その伝聞証拠の例外というのも、これは刑罰を科すために——刑事裁判は結局刑罰を科すためにやる手続きですので——刑罰を科すために必要だといふような証拠になりますが、——阿波さんのほうからもお話あつたとおり——司法面接をやる時に刑罰を科すためだけにやる必要は別がないわけであつて、まさにそのストップパワーということで、——先ほど根ヶ山さんからもお話あつたとおり——児童相談所の支援につなげるための司法面接というのも当然あつていいと思いますし、その時には、刑罰を科すための供述の信用性みたいなものはまた違った、供述の信用性を踏まえて適宜適切に、そういったストップパワーを行使できるような、そういった仕組みというものも今後考えていく必要があるのではなからうかというふうに思った次第です。

リンダさんのお話で、CACが活動を始めたのが1985年ということだったと思いますけども、日本で代表者聴取が始まったのが2015年ということで、ちょうど約30年ぐらい遅れているのかなというところではありますが。ただ、巨人の肩に乗るといふような比喻もありますけども、後行者は先行者の成果を生かして、早く追いつくことができるという側面もあるのかなと思いますので、これからまさに——飛田さんがおっしゃっていたとおり——それぞれの機関でスペシャリストを育成するということも含めて、子どもの最善の利益のために何が足りないのかということをお互いにいろいろ話し合つて、子どもの権利が十分に保障されるより良い社会をつくっていくようにしていきたいなというふうに思っているところでございます。私からは以上です。

田村：ありがとうございます。

### (3) 警察と児童相談所の視点の違いに対する対策

田村：ありがとうございます。ここから、フロアからいただいた質問を元に進めることにします。にまず1問目ですが、「大変分かりやすい講演をいただきありがとうございました。相互理解が大事だということはよく分かりますが、改めて警察と児童相談所の間の視点というものの違いを感じました。研修・人事交流に加えて、何か取り得る策があればぜひご教示ください。」というのがございます。おっしゃった根ヶ山さんのほうから何かまずコメントいただいて、それから阿波さんのほうから何かあれば言ってください。

根ヶ山：ご質問いただきましてありがとうございました。相互理解が大事ということで、まず一点は研修・人事交流という、連携のできる人材の育成をするという観点です。

もう一点は、今愛知県で取り組んでいて、私が意義があると思うのが、運用をきちんと文書にして残すというのが、

実はすごく大事なことです。当たり前でしょって思われるかもしれませんが、子どもの聴取をする時にこういうことを配慮してやりましょうとか、面接の場所はこういうことを考慮して面接の場所を決めましょうとか、そういう当たり前だよねと思ってることをちゃんと文書に残すっていうのが、実は運用を残していく上で大事なんです。これなぜかというのと、やはり3機関どこの機関も人事異動があって、もう年度の最初にもう更地になるぐらいのことがやっぱり起こるわけです。例えば、去年3月まですごくいい関係が続けていたのが、一気になくなる。ただ、なくなった時に、前年度でやった取り組みが文書になっていて、運用が確認できると、年度の初めからそれをまず3機関で確認をして、周知徹底していきましょうねというのができるので、そういうものを作るのが一つ方法としてあるかなと思いました。

**阿波：**私からは、やはり研修と人事交流は平素からの付き合いだと思うのですけれども、さらに真に必要なのは、その平素ではなくていざ個別の事案が発生した時に、個々具体的に深い情報をお互いに共有できるかどうか。なかなかセンシティブな情報ばかりですので、ちょっとためらいがちになるのですけれども、そこを越えて、本当に真の情報共有を一個一個個別にやっていくことが非常に重要なのではないかと考えています。

#### (4) スペシャリストの育成

**田村：**ありがとうございます。今おっしゃったことはもちろん大事なのですが、質問者からすればそれだけで大丈夫なのか、というのもあったと思います。実際に現場でおられて、あるいは警察庁でご覧になっていて、連携ができる人材の育成といいましょうか、それも必要ではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうにご覧になってますでしょうか。

**阿波：**警察において、やはり児童虐待は一つの大きな柱になってきておりまして、人材も各県警で、児童虐待の専門家は、大きい都道府県警察であれば人材がかなり育ってきていると思っています。やはり大事なものは、そうなればなるほど——私の最初の講演でもあったのですけれども——自分たちだけで解決するというのではなくて、やはり他者を信頼して他者に委ねるっていう発想を、専門家になればなるほど持つておく必要があるのかなと考えておりまして、そういう意識を、やはり平素から涵養することではないかと思っています。

**根ヶ山：**そうですね、連携ができる人材の養成については、児童相談所は、今すごく警察との連携が進んでいるので、どの職員も連携できる人材にならなければならないという意味で、警察がどのような業務をしてるか、どのように事件化されるのか、これは他の機関も同じなんですけど、捜査機関に限らず、学校であったり区役所であったり保健センターだったり、さまざまな部署が一体どんな役割をして、何がどこまでできて、どういうことをやるともっとうまくできるかっていうのを、リーチを伸ばして考えられる人材をつくるっていう意味だとは思っています。

#### (5) 大阪府警察の取り組み

**田村：**ありがとうございます。今の質問は、津田副本部長ですが、よろしいでしょうか。関連のコメントをお願いしますでしょうか。

**津田隆好（大阪府警察副本部長）：**すいません、大阪府警の副本部長の津田でございます。大変答えにくい質問だったと思いますが、的確に根ヶ山さん、阿波さん答えていただきありがとうございます。

せっかくですので、連携ができる関係ということで、ちょっと私もこの会に来る前にうちの担当者がいろいろ聞いてきたんですが、一点だけちょっとご紹介させていただければと思います。大阪府警においても、現在児童相談所と大変連携をさせていただいておりますけれども、大阪では——大阪府と大阪市、堺市と聞いておりますが——児童相談所に夜間の当直体制を置いていただいているということで聞いております。その関係で、個別の事案ですけれども大変良い例があったということで、単に夜間とか休日にちょっと要保護家庭として取り扱いをしていた家族と連絡が取れなくなっ

たということがあって、当然われわれ24時間365日やっていますから行くんですが、児相の方も一緒に来てくれて対応してくれたと。すいません、それだけでございますけれども、そういう形で連携をしておるということでございます。すいません、ありがとうございます。

**田村：**大阪府警は全国で唯一、少なくとも当時では唯一の児童虐待対策室を少年課に作っています。警察は警察の中でより専門性を高めることも大事なのではないか、というふうに思ったので、コメントをお願いした次第です。ありがとうございます。

#### (6) 刑事法上の課題と刑事実体法の役割

**田村：**それから次は、同志社大学の池田さんから、阿波さん根ヶ山さんのお2人への質問です。「根ヶ山さんの中で、処罰をすれば全てが解決するわけではない、児相と警察のケースによって見方が異なるというお話がありましたが、警察実務あるいは児相実務から見て、刑事実体法にはどのような期待があるでしょうか。処罰が問題解決につながるとは限らないという観点からは、例えば児童虐待罪の新設などにはあまり実践的な意味がないように思われますが、警察が活動するための法的な根拠としてはなお意味があり得るのかなどと考えております。実体法研究者のニーズをご教示いただけると幸いです。」というものです。

**阿波：**私、現職の課長ですのになかなかお答えしにくいので、今は立場を離れてもう少しちょっと率直に話をさせていただきたいなと思います。

私がよく言うのは、刑事警察というのは起訴されてなんぼの世界、起訴される事件をやるのが刑事警察なのだ、一方で——極端な表現ですが——人身安全警察というのは起訴されたら負けなのだ。起訴される前に小さい事件で事件化することに価値があるということを平素から言っております。

ただ一方で、罰則が重たければ重たいほど、やはり罰則の感銘力というのがありますし、勾留も付いたり起訴につながったりして、物理的に引き離す期間が長くなることも事実であります。したがって主体によって——恐らく「児童虐待罪」というのは主体によって——罪をちょっと加重するということだと思うのですけれども——罰則を——、そういうことではなお意味があるなというようには思っております。

しかしながら、現実的に見てみますと、親からの虐待もそうなのですけれども、むしろよくあるのが交際相手からの虐待というのが非常に多いのです。それを実体法的にどう処理するのか、もう児童虐待——親——ではないわけです。通っている交際相手の者からの罪をどう処理する、どう実体法的に処理していくのかというと、あるいはネグレクトにする、交際相手からの虐待を止めなかったもう一方の実の親についてどう処理していくのかというのがなかなか難しくなってくるのかな、でもそれは意味があることなのかなとも思います。

**田村：**ありがとうございます。根ヶ山さん、何かあれば。

**根ヶ山：**すごく難しい質問なので、うまく答えられないかもしれないですけど。ルールができるということと運用していくことはきっと別のことで、ルールもその時の社会の価値判断によって違うので、例えば、過去には暴行罪で親のしつけと称して事件化されてこなかったものが、今は親のしつけは理由にならず、暴行罪や傷害罪でどんどん起訴されたりする世の中にどんどん変わっていくので。まず一つは、たぶん私は社会全体の価値観が根底にあるのだらうなというのが前提としてあります。

児童虐待罪をどのような罪と捉えるかは、いろんな考えがあって私も不案内なところはありますが、私がちょっと弁護士という立場いったん置いて、児童相談所の職員という立場からみた時に、現場が最ももやもやするのは、子どもがどんなに一生懸命に話したとしても、日時の特定ができなかったら、すべからず不起訴にされてしまう。どんなに逮捕してほしいとどんなに強く訴えても、その日時がちょっとでもずれてしまって特定できないってなると、もう

事件化は難しいですって言われて、それを子どもに説明しないとイケないのはとても苦しいです。被害日時の特定の意味もすごく弁護士として理解はしているけれども、それはとても苦しいことです。虐待ってずっと常態化していて何度も何度も受けているものなので、それに日時を特定することに何かどれだけの意味があるのだろうかっていうのは、児相の現場にいて私がすごく思うことです。虐待っていうものを、それを犯罪として捉えるならば、そういう罪があってもいいのではないかっていうのは、・・・ちょっと弁護士という立場はいったん置いて、児相の現場ではすごく思うところではあります。

**田村：**ありがとうございます。これは刑事実体法の研究者である増井さんの発言も必要ですね。

**増井：**実体法専門なので、飛田さんとプロジェクトの中で議論をしている時には、実体法を何とかしてほしいっていうのは何度も言われたんですが、そのたびに僕は、いや実体法プロパーの問題ではないでしょっていう答え方をしていたんですけど、とはいえ、やっぱり実体法に課題があるところは幾つかあると思っていて。

その一つは、今、根ヶ山さんがおっしゃったような、常習的継続的な行為が行われた時に、実体法が想定している基本類型としての1回限りの行為というのを前提とした枠組みでは捉えきれないというのは否定できないところです。そして、それをどうやって有罪の方向で起訴できるかどうかっていうところでは、幾つかやり方があると考えていて、—ここは刑事訴訟のほうの専門ということになりますけれども—起訴の時の訴因の特定をもうちょっと幅がある起訴を、本来できる限りの特定という法の文言の解釈からすれば、可能な解釈があり得るのじゃないかという方向と。もう一つは—これは実体法の問題なのか手続法の問題なのか交錯するところですけど—、罪数の問題として包括一罪としての捉え方ということも、児童虐待の行為としての実態に合っているという解釈ができるのではないかということとは、一つの考え方としてあると思います。

そういう継続的常習的行為というふうに見た時に、実体法として、それが児童虐待罪とか常習虐待罪とかそういうふうになった時に、結局一つ一つの複数の行為を特定しないと常習性が立証できないんだったら意味がなくなってしまうと思うので、どういうふうな立て付けでやるのがよいのかはちょっとまだ分かってないんですけども、その常習的な行為を、それ自体として構成要件化するという方向で実体法が考えるべき宿題はあるのかなというふうに思っています。

**飛田：**そこでの議論を交わしたその内容にちょっと踏み込ませていただければ、子どもに関しての視点で作られた実体法と、その手続法っていうのを、今一度やっぱり議論をしていただきたいと思ってます。でも大きな一つの問題、さっきも上がってきました。もちろん日時の特定、要はこれ訴訟法の問題と、要は運用の問題であると思います。

実体法の問題でいけば—ここでもうすごく率直に言えば—口腔性交の問題です。それについて、強制わいせつの境目を、子どもがどれぐらい液が口の中に入ったかみたいな議論をしなければいけないことは、これも司法面接の考え方からしてあり得ない話なんです。こういう子どもに無理を、不可能を強いている状態であるということは、もう絶対に変えていただきたいなって思ってます。

もう一つが、やっぱり警察が介入できない分野が、これアメリカとかと比べては大きすぎるんです。例えばネグレクトの問題であるとか、もし虐待罪みたいな問題があれば、速やかに警察の方が介入して、そこは一緒に入ってもらうことができる。これ本当はCACがある時にバックに警察の人が入ってる一つの原因ってのは、そこにも大きなやっぱり背景があるわけです。これが日本では今ありませんので、基本的に警察の介入がないものっていうのが相当数ある。これ、実は児童相談所の介入がないものも—一つ後の質問にありますけども—相当数ある。虐待、かぎかっこ虐待、保護者からの何かじゃないと入らない。

もうこの辺の問題は、まさにオール日本で今一度その法律の問題と、そして運用の問題と、—先ほど吉開先生からもありました—まさに信用性判断の問題。要は子どもは、要はトラウマで、かつ子どもなんです。行為の内容、右手か左手かとか、何回起きたかなんてことは当然話せない。でもそれを事実認定の段階で、いやこれは変遷じゃないかっ



て言われてしまって、これは無罪だっていう話になった。これはやっぱ、子どもからしたらせつかく話した内容が、結局結論は得られないことに。この辺の話を本当に、裁判官も含めて本当に一体でみんな話し合っていたらいいなと思ってます。すいません、すぐこうやって熱くなります。

**田村：**ありがとうございました。なお、『日本版司法面接ガイドラインの策定に向けた議論のためのたたき台』の49ページに、今の（イ）のほう虐待行為等の日時・時期、頻度や回数の特定について、（ア）のほう、体の部位や行為に関する表現（特に性的被害の事案に関して）という形で簡単にまとめられておりますので、これを踏まえた上で議論がされることが適切ではないかなと思います。ご質問をしていただいた方はよろしいでしょうか。

**池田直人（同志社大学法学部助教）：**同志社大学で刑法を教えております、池田と申します。貴重なお話ありがとうございました。問題関心としては、私も増井さんと同じように、児童虐待を実体法の観点から研究してはいるんですけども、研究するたびに、あんまり実体法でできることはないんじゃないかということ日々感じていたことがありまして、処罰とストップっていうところははざまでは何ができるのかって問題関心で聞かせていただきました。多機関・多職種の中に、ぜひ刑事実体法の研究者も入れていただければ良いかなというふうに思ってお質問した次第でございます。ありがとうございました。

**田村：**ありがとうございました。

#### (7) 監護者以外からの性被害への対応

**田村：**それでは次の質問で、ウェブサイトを通じていただいたものです。「徐々に性虐待に対する体制整備が進んでいることを心強く思います。一方で、監護者以外からの性被害（おじや祖父などを含め）の場合に見相が対応しない場合も多くて、そうなった場合、司法面接が行われたとしても、同じ子どもの被害であるにもかかわらず、その前後のケアがとても薄くなっていくように思います。それは障害者の虐待についても同じです。今後より専門性を兼ねた3機関以外の多機関連携を行う必要があると思いますが、どうでしょうか。」というご質問ですが、いかがでしょうか。まず、根ヶ山さんからかな。

**根ヶ山：**ご質問ありがとうございました。ご指摘のとおり、児童相談所は全ての子どもに関われるわけではなくて、その加害者が法律上保護者にあたるか、虐待かどうかと法律がなっていることもあって、ここでいうおじや祖父が、例えば同居をしていて現に児童を監護する者に当たると、保護者なのでわれわれ関わることもできます。それと実際に監護をしている父母の養育上の問題があれば、そこをきっかけに児童相談所が介入することもできるんですけども、これが全く違うことになってしまうと、なかなか児童相談所が関わる端緒っていうのが、今の法律ではやっぱりないので。警察や検察の2者でやる面接になってくると、さっき私がお話したような（子どもの発達に関する）部分の情報はなかなか取りにくくて、今までも捜査機関の方と話をする中で、そういう情報がやっぱりあると本当はいい面接ができるんですけどねっていうことを聞くことはあります。

**田村：**ありがとうございました。阿波さんいかがですか。そういう、先ほどちょっとお話のあった監護者でない方からの暴行——それはただ全くの一般人とも違うわけですね——、一時的ではないし、継続的にかえって重たい影響もあるかもしれない、そういうものについて、どのように感じられるのでしょうか。

**阿波：**実は児童虐待の分野においてまず申し上げますと、警察は一時的な関わりなのだというご指摘がありましたけれども、われわれ、関わった後の処理について非常に心配をしておりますが、児童相談所が継続的に関わってくれることについて警察としては非常にありがたく思っていますし、信用してまさに事件後は委ねているというのが実態です。

その人身安全の分野で、児童虐待以外のそういう後々の継続的な関わりがない分野というのも、多々あるのですけれども、そうなってくると警察のほうで継続的に連絡をしたり、その後の状況を警察自ら見に行ったりするという関わり

を残しているわけですが、われわれも、こういう分野では専門知識が足りないこともあって、その対応に非常に苦慮することもあるのです。

したがって、確かに監護者以外からの性被害というと、児童虐待の文脈ではないということで、児童相談所の児童虐待としての関わりは難しくなってくるかもしれませんが、一方で、要保護児童としての関わりという形で、関わり方を少し変えてもらって児童通告をすることによって児童相談所に関与してもらおうという考え方もあると思いますので、われわれとしては、いろいろな法の多角的な適用で連携を強めていく、あるいは児童相談所に関わっていただいたほうがありがたいなというようには思っております。

**田村：**ありがとうございます。飛田さん何かありますか？今のことで。

**飛田：**この質問というか、この話をみんなが共通認識として、そうか足りないところがあるって議論ができるようになったというのが、ものすごく大きなスタート地点なんだなっていうのをすごく感じているところです。

やっぱり一方で、今の——さっきも話に上がりましたが——、刑事法の問題でいけば必ず落ちてくる問題もあるかもしれない。児童福祉法の問題でいけば、やっぱり落ちてくる問題がある。これをどういうふうに、やっぱりシステムとしてどうやってやっていくのかって今一度。点はあるんです。——要対協って皆さん聞かれたこともあると思うんです——要対協も本当はあるわけです。でも、この要対協のやり方とか児童相談所のやり方とか、この3機関連携のやり方って、せっかくできてきた芽があるわけです。これをやっぱ今一度、今こそみんなで一体これを一体としてちゃんとやるためには、子どもが1人いてどの子どもにおいても必ずきちんと何らかの対応がきちっとされていくためには、どういうシステムが必要なのかってのは、今この同じ共通意識でできるようになった今こそ、やる必要がすごくあるかなと思ってます。

さっき実はリンダさんがお話しされていたCACの考え方っていうのは、まさに、もしかしたら刑事事件かもしれない、もしかしたら児相かもしれない、まだ分かんない時点で聞くわけです。だからこそ外の人が一回聞いてみて、その内容がもし刑事事件だったら警察の方がやってくさる、児相の問題だったら児相のほうでやってもらう。もしかしたらこれはそのどちらでもないかもしれない、ケアが必要だったらこれはケアのほうに回すんだって、やっぱこういう仕組みができる限り早く話し合いが始まるといいなと思っはいます。

**田村：**増井さんどうですか。

**増井：**児童相談所と警察・検察、公的な福祉機関と司法的な刑事司法部門の2つの中だけで、広い虐待の問題をどこがどう扱うかというのを考えると、当然漏れるものもあるし、じゃあそこに広げていけばいいのかっていうふうに考えると、そこまで広がるのは広がり過ぎでしょうっていう問題になると思うので、やっぱりもっとステークホルダーもそうだし、担い手というか、関わってくる人たちの枠組みを広げて取り込んでいったうえで、その部分に適したアクターがカバーしていく方向が基本的には良いのではないかなというふうに思います。

アメリカの例で言うと、第三者からの加害も虐待として当然にカテゴリーに入れて扱ってるわけですから、それをどういうふうに扱うかっていうのは、もうそういうやり方をやってる先例が単純にあるので、それはそういうやり方もあるかというように、ゼロから考えるよりはだいぶ参考になるものがあるので、道はあると思います。

**田村：**これは理論的に考えたときに、法律で児童虐待を定義するのを変えない限りは変更できないものなんでしょうか。

そこはどう考えますか。

**根ヶ山：**たぶん変えないと、おそらく児童相談所の業務を整理するならば、何を児童虐待とするか、何が児童相談所の業務かというのは全部法律で決まってるので、そういう意味では法律が変わらない限り、児童相談所のリーチを広げるのは難しい。

田村：でも児童虐待防止法ができる前も一種通達行政でそこまで含めていたわけじゃないですか。児童虐待への対応は、1991年ぐらいから始められました。児童虐待防止法ができて初めて行われるようになったわけではないですよね。だから、法律ができる前だって児童虐待の問題を児童相談所は取り組めたはずなんです。最初は大阪の児相から始まったかもしれない。だとすると、児童虐待以外でも、個別の法律がなくてもできるはずなのではないのでしょうか。

根ヶ山：できないということはないんでしょうけれども、それはやってはいけないことだと——明確にやってはいけないというのは——、児童虐待をやってはいけない、あなたがやってる行為が児童虐待に当たりますよと、言えるようになったのは、私は法律ができたのが一番強いと思います。

田村：でも、児童虐待防止法の前にも児相は児童虐待への対応をやっていただけじゃないですか。

根ヶ山：そうですね。これは私の理解ですが、今で言えば児童虐待だったものを、児童虐待としては、「虐待」という定義がないままに、子どもにとって良くないもの（保護者の関わり）として児童相談所が関わっていた歴史はあると思います。ただ虐待という定義ができたことで、よりそれについてのシステムや枠組みができたことにすごく意味があると思います。

田村：法律ができたからより系統的にできるということはたぶん事実でしょう。でも、ないからできない理由には全くならないと私は思うのですが、その辺は現場ではやろうというふうにならないものなのですかね。

根ヶ山：本当それはたぶん、行政としては法律なんだとは思いますが。

田村：だから、法律がないからできないというのがおかしいと思うんですよね。

阿波：実は、法律も解釈によって運用の余地がかなりあるのではないかなと思っております。今の事例で言えば、例えば、親がまずしっかり監護をしなくてはいけない、その祖父に近づけさせなければいけないわけですが、祖父がそういうことをするのを親がネグレクトしているという見方をすれば、ある意味児童虐待の範疇に捉えることも可能なわけですし、あるいは親がしっかりとした監護を行っていなければ、児童虐待と捉えられなくても要保護児童のような扱いもできるわけですし、さまざまな運用上の工夫によってカバーすることはできるのではないかなと思っておりまして、警察などでは結構柔軟にやっていくことはあるというようには思っています。

飛田：根ヶ山さんと同じ、児童相談所の代理人をする時の立場としてお話をしますと、ちょっと昔と違ってかなりやっぱ法律が、立法がかなり進んだ結果、親御さんからももちろんものすごく法廷闘争になるということは非常に多いです。そういう意味で言うと、業務外のことをした場合にももちろん懲戒請求も飛んできますし、もちろん児童相談所が訴えられるということも非常に多くなってきています。かなりがんじがらめになっている。

あとはマンパワーの問題としても、もう今やれることでもういっぱいいっぱいであることはもうはた目から見ても明らか。やっぱちょっとできれば、ここについては手を入れないと、児童相談所がこれ以上やったらもうパンクするなというのはちょっと思っている次第でございます。

田村：実態としてはそうだと思いますが、研究機関というか、第三者の立場から見れば、するべきだし、やれるはずだということをもっと言うことができると思うのです。飛田さんの立場だったら言えるかと思うけど、どうなのでしょう。これまで児相にいたので現場に配慮するのはかもしれませんが、もっと子どもの支援弁護士としては徹底したほうがいいのではないのでしょうか。

飛田：いや、もうそれで言うなら。

根ヶ山：私の発想としては、別に児童相談所だけがやるというのではなく、もっといろんな機関がやれたほうが良いと思います。さっき阿波さんが言ってくくださったとおり、何とか頑張って母親のネグレクトだったり、何とかこれを虐待だつたりわれわれが関わられるような形にしたいっていう思いはあるんですけども。どうしても難しいのは、ご本人に相談意欲がない、児童相談所に関わる意欲がないっていうケースだと本当に難しくなるんです。そうなった時に、地域にど

れだけ資源があるか、どれだけ（親子に）関われるものがあるかっていう、やはりその親子のニーズを満たすいろんな機関があるのが一番ベストなんじゃないかなとは思っています。

**飛田：**もうはっきり言えば、私はむしろ児童相談所の職員さんも足りてないし、この今のままの、何かパッチシステムっていうんですか、ちょっと何か足りないところがあるところちょっとパッチ、ちょっとずつ埋める、人をちょっと増やす。その結果、それは児童相談所にとってもきついことになってる、子どもにとってもきついことになってる。やっぱもう抜本的にそもそも、このさっきの話じゃないですけど変えなきゃいけないことは間違いないので。先生がおっしゃるとおり、まさにやっぱりこれがかきかっこの虐待に当たらなくても、みんなが今すごい頑張ってるんですけど、これではもう足りない。もうこれは真正面から国に予算をぜひ付けていただいて、真正面から話し合いをして、しっかりとシステムとして改定して欲しいなっていうのはありますよねっていう。

**田村：**それも含めて明後日の衆議院会館でのシンポジウムでは、ぜひ議員に聞こえるように大きな声で言っていただければと思います。司会者がしゃべり過ぎました、失礼いたしました。

(8) 話せない子どもが話すことができるようにするために

**田村：**他の質問ですが、「代表者聴取を行っても、被害児と思われる人が話せない——まさにこの話せないってことなんです——そういう現実があった時に、話してもらうために何が本当に大事なのだろうか。それを少しでも、もちろん難しいケースが当然あるわけですけども、話せない子どもを話すことができるようにするために何ができるのか、コメントがあればいただきたい」というものです。

**根ヶ山：**まず前提として、私たちが理解しておかなければならないのが当たり前のことですけど、（被害事実を）話すのはものすごくつらいことなので、話さなくて済むなら話さないでいきたいと子どもは思っています。児童虐待と第三者からの被害で何が違うかという、（第三者からの被害のケースは）被害者自身が訴えたいと思って、警察なり誰かに話して被害が発覚するので、本人はもう最初から訴える意思があるけど、虐待のケースは、子ども本人は別に訴えたいわけではない、というところからスタートすることを理解しなきゃいけない。そういう子どもに、どうやったら被害を話すことについて前向きになってもらうかを考えないといけない。それは子ども一人一人によって、置かれている状況も考えも全然違うっていうことを、それをまずちゃんと理解をしていかなきゃいけない。

話すっていうことは、話して子どもにとって何かその先があるっていうような、何か子どもに期待というか、例えば、本当ささいなことなんです。学校に行きたいっていうのが子どもの要望であれば、じゃあその話すことと学校に行くことがどうつながるか。私たちは学校に行くっていうことのために何ができてきたかって考えた時に、その被害を話すことにつながりがどう（子どもの今後の生活に）生きてくるかみたいなのは、私たちがちゃんと考えて、それをどう保障できるか、どう子どもにそれを提案できるかっていうところだとは思っています。本当にささいなことを子どもは望んでいて。それすらできないのが今の現状ではあるのですけれども、そういうものに目を向けていくと、子どもが話すきっかけとなる働きかけっていうのはできます、と私は思います。

**飛田：**このご質問のところですごく大事だなと思うのが、本当に話せない子とはもちろんいるわけです。ただ、本来であればきちんとサポートをしていて、きちんと何かを準備していればできる、話せる子もいるわけです。おそらく今そこまでの手当はなかなか難しいと思っています。

例えば司法面接のことで言えば、司法面接の最新の研究なんかでは、自閉症スペクトラムがあるようなお子さんに対しては、3時間から5時間ぐらいもともと時間を準備して、休憩を入れながらゆっくりとやったほうがいいっていうような研究結果がある。こういうことを先にもし知っていれば、この子たちの傾向からすれば、例えばぱっと来てぱっとどんどん質問していくみたいな話じゃなくて、そうか3時間から5時間最初からゆっくりやっていいんだっていう、そ



れがたぶん面接者のほうの余裕にもなるし、それが子どもにもちゃんと伝わると思うんです。

こういう、もちろん司法面接が持っているそもそも子どもから話をしてもらうための最新の研究が、みんなのところに戻っていることもすごく大事だと思います。これはやっぱり徐々にやっていけたらなと思ってるんですけど、プラスアルファで言えば、例えば、1回目に帰れることも大事だっというような話もあるんです。1回行ってみた、話せないと思った。そこで、もうラポールの形成だけやって、今日は難しそうだなと思ったらもう本質的な話にはいかないと、そこでいったん帰っていいよって言って帰ってもらって。そうか帰って、例えば保護所に行った、でも何か嫌なことは起きなかった。もう1回行ってみた、そこで初めてお話をするっていう。こういう、やっぱり面接をする側がきちっとそういう、こういうやり方もあるんだっていうことを知っているとできるわけです。

やっぱり今の面接の技法についての、やっぱりちょっとした誤解であることとかというのは、やっぱり徐々に新しい研究を見ながらやっていかなきゃいけない。

もう一つが間違いなくサポートなんです。だからこそ私たちつなぐのほうでは、子どもたちにサポートをすごく大切にするんですが、子どもたちはもちろんですけれども、そこに行って何か話したら、たぶんお父さんが逮捕されちゃう、お母さん逮捕されちゃう、私2度と家に帰れないかもしれない、私学校にも行けないかもしれないって思う中で、ただでさえ話しにくい話は話せないわけです。やっぱりそこで家族に代わるようになって言ったら変ですけども、すごくサポーターの人がいるってことがとても大切なんです。場合によっては、これは非加害親をぐっとやっぱり子ども側に引きつけて、非加害親であれば、これは場合によっては子どもの味方になってもらうということ、ぐっとみんなでやっていくってことも時には必要だったりするんです。このあたりの、やっぱり子どもの生活のサポート、子どもが話すためのサポートっていうのも、やっぱ今一度みんなでやっていって、まずは話せる子に話してもらうっていうことをまずやっていけたらなとは思ったりしています。

**田村：**ありがとうございます。リンダさんの話の中にもありました、ソーシャルサポートがすごく大事だということが、従来あまりなかったのだけどそれが広まったというのがありました、それはとても大切なことだなと思って聞いておりました。

#### (9) 山田不二子氏コメント② 「たたき台」の個別の問題点

**田村：**山田さんが、さっき時間の関係で前半しか言えなかったので、後半の個別のテーマについて、ここで言っていたいただければと思います。

**山田：**はい。ソーシャルサポート重要なんですけど、司法面接の現場で話さない子どもにどう対応するかということですが、——飛田さんもちょっとコメントされてましたけれども——1回目が完全否認でも、開示のプロセス（Process of Disclosure）が進んだところで、もう1回司法面接を実施するという方法が、他国では通常のこととして実践されていますので、そういう方法を取るとか、あとは、「いっぱい話したけど、もっと話したい」という子どもとか、子どもの希望があればフォローアップ司法面接を、同じ面接者でやっていいわけですから、そういう取り組みも重要だと思います。

何か「1回限り」という言葉が独り歩きし過ぎているということはあると思います。たとえ1回の面接であっても、子どもが話さない時というのはそこにブロックっていう、——われわれの考え方でブロック、障壁、話すことの妨げとなる要因——そういったブロックを取り外す技術というものが低過ぎ——ごめんなさい。辛辣な言い方ですけど——現実に行われている協同面接は、その技術が低過ぎるといえるか、ブロックがあって話せないということにすら思いが至っていないものが多いですから。

あとは、飛田さんがさっきおっしゃってくれたこととちょっと関連しますが、拡大司法面接といって、障害のあ

る子、たとえば、言語能力や知的能力に障害がある子どもとか、多重被害、トラウマの強い子、性格的に話したがらない子、そういった子どもたちのために一つの司法面接を複数回のセッションに分けるという拡大司法面接も、もう今は通常ルートになってきているのです。私の団体ではもうすでに拡大司法面接研修をやっていますので、そういったものを使っていただくということも一つだと思います。

話をタタタッといきたいんですが、初期聴取のことで、ちょっとこの「たたき台」を見ると、性虐待とその他を分けてくださっているというのは、私の基本的な考え方と似てはいるのですが、性虐待の場合、もしくは、見知らぬ人から子どもへの単回性の性暴力の場合、それから身体的虐待やネグレクトでも刑事訴訟が念頭に置かれる場合もありますので、こういったものを疑われる時には司法面接に持ち込むということです。

そうじゃない時に、司法面接、今はまだ、面接者が少ないですから——アメリカのように「マルトリートメントの疑われる子どもは全例に司法面接やりましょう」などという人材はいないわけなので——司法面接を受けられない子どもたちをどうするかと考えると、この時に大人から子どもへの人権侵害のケースと、子ども同士のケースをちゃんと分けて考えないといけないと思います。大人が加害者の場合は、犯罪捜査に行く可能性が潜んでいるわけなので、そのようなケースにおいて初期聴取で聞き取る内容が多すぎるのではないかなと思うのです。

司法面接前は最小限聞き取りにして、その段階で3機関事前協議をやって司法面接をおこなうかどうかを決めて、そこから漏れてしまった子どもがまた通常の調査のほうに入っていくのだとしても、「どうせ通常の調査になるよ」と思って聞き取ってしまったら、そこで司法面接適用っていうことになっちゃった時にすでに、情報汚染が起っちゃってしまったり、子どもが撤回をしたり、最初の聞き取りで誘導があったがために司法面接をやって、子どもの供述が変遷してしまうということがあって、せっかく司法面接で被害をきちんと話せたのに、前の供述と違うからということとその供述が認められないみたいなことが起こってきます。ですので、司法面接前の聞き取りは最小限にして、その後の道筋を分けてから、今までの従来型の調査にするのか、司法面接に持ち込むのかというのを分けるようにしないといけないと思います。つまり、下半分が聞き取り過ぎの立て付けになっているのではないかなというふうに思いました。

あと『ダイナミクス』についても記載が不十分だと思います。もう一つ、用語の使い方で気になったのは、『スクリプト』なので、セリフならセリフと書いたほうがよくて、スクリプト記憶のスクリプトを言っているのか、セリフの方のスクリプトを言っているのかがちょっと混乱して書かれています。スクリプトと言ったら、この司法面接の分野では通常、取りまとめ記憶であるスクリプト記憶のほうに使う用語であり、構造化率の高い面接でのセリフのところは、スクリプトという言葉は使わないほうがよいと思います。

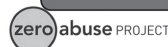
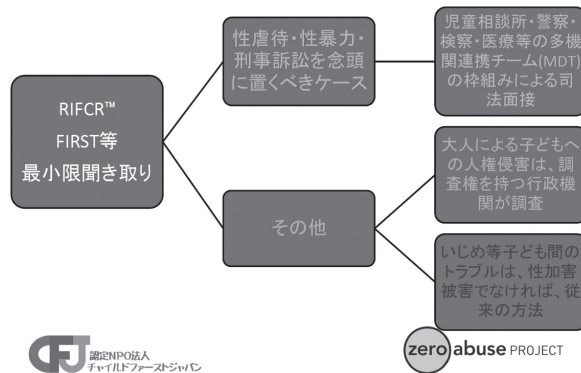
あと、『ダイナミクス』というのが、「開示に関わる機序」というふうにかっこづけで書かれているんですけど、ダイ

## 初期聴取のあり方

- 初期聴取(ガイドラインたたき台 pp. 23-29)
  - 司法面接の前の第一発見者による聞き取りは最小限とすべき
    - 技能の高い司法面接者の少ない日本では、米国のようにマルトリートメントの疑われる子ども全員に司法面接を提供することはまだできない。
    - 少なくとも、子どもへの性虐待・性暴力については司法面接を原則とすべきであり、誘導のない司法面接を実施するためにも、事前の聞き取りは最小限であるべき。
  - 司法面接こそが、第一発見者による聞き取りの後、初動で行われる調査・捜査面接



## 初期聴取と司法面接の関係



ナミクスというのはそうではなくて、もちろん、開示に関わってくる機序も含まれますけれども、もっと全般的に「虐待を受けた子どもがどう反応するか」という精神力動を指す言葉なので、そこも用語の使い方が混乱していると思いました。

あと、『ストラクチャー』ですけど、司法面接プロトコルを教える際に当然、質問の種類を教えるのですが、では、なぜそういう質問の種類を使っていかなければいけないのかという基礎的な知識なくして、「こういう質問の種類があるから、こう聞きましょう」と言っても、すぐに実践できるわけではないですよね。

リンダさんのご講演で、「『プレサブスタントタイプ』と『サブスタントタイプ』に分けます」というお話があったのですが、『プレサブスタントタイプ』には、自己紹介やラポール形成、インタビューインストラクション（グラウンドルール）とかが含まれるわけですけど、トランジションからクロージャーまでのところが、リンダさんがおっしゃるところの『サブスタントタイプ』に当たるのですが、そのサブスタントタイプの在り方というのをもう少し分けて書いたほうが、構造的にいろいろなプロトコルを理解できるだろうと思います。特にその『サブスタントタイプ』の最初のトランジションのところが、各プロトコルで独自性が高いわけですよね。そこが分かっていないと、「何でこのプロトコルではこんなやつなんだ？」ということが、みんな、分からなくなってしまうので、ここは結構、プロトコルごとに違うんだということも書かないと、何か、「これはよいけど、あれは駄目」みたいな、プロトコルで選別されてしまうようなことが起こるのではないかなと懸念しました。

次ですけど、アナトミカル・ドールのことはちょっと書いてくださっているのですが、それだけではなくて、ドローイング（描画）、紙に書くこととか、あとは、アナトミカル・ダイアグラムとか、メディアといわれる補助ツールのところの記載が薄いので、ここはきちんと文献に基づいて、メリット・デメリットがありますから、両方を記載していただければと思います。ドールは細かいことは省きます。

次、事後ミーティングについては、もう根ヶ山さんが

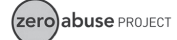
## 司法面接者が習得すべき基本的知識

- 『ダイナミクス』の捉え方（ガイドラインたたき台 pp. 32-34）

—たたき台では、

『開示に関わる機序』=『ダイナミクス』  
 というような扱いになっているが、通常、  
 『ダイナミクス』は、子どもたちが性虐待に対して

- どのように反応するかを心理学的に捉えた概念
- 1) Summit RC. The Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome. *Child Abuse and Neglect*. 1983;7:177-193.
  - 2) Finkelhor D, Browne A. The Traumatic Impact of Child Sexual Abuse: A Conceptualization. *American Journal of Orthopsychiatry*. 1985;55(4):530-541.



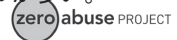
## 各種の司法面接プロトコルに 共通するストラクチャー

- 構造（ストラクチャー）（ガイドラインたたき台 pp. 47-50）

—各種の司法面接プロトコルに共通するストラクチャーとして、以下の構造があり、

- ラポール構築の段階
- トランジション（移行）の段階
- 被害開示の段階
- クロージャー（終結）の段階

—各プロトコルとも、移行の段階に工夫を凝らしている、そこに独自性を持つプロトコルが多い。



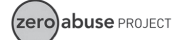
## メディア（ツール）の使用に関する 記載

- ガイドラインたたき台 pp. 50-51には、「道具の使用」として「アナトミカル・ドール」に関する記載があるだけだが、家族構成図・間取り図・タイムラインなどの描画（Drawing）、人体図（Anatomical Diagram）についても、賛否両論あるので、最新の文献に基づいて、それぞれのメリット・デメリットを記載すべき



## ドールの使用について

- ガイドラインたたき台 pp. 50-51には、「アナトミカル・ドールの使用は、子どもが被害状況について自身の言葉で開示した後に行うのが望ましい。」と記載されているが、ドールを使用するCornerHouse Protocol™やChildFirst® Protocolでは、以下の点を遵守している。
  1. 表象のシフトの能力を獲得していない子どもには適用しない。
  2. マルトリートメントが言語開示されていない段階では決して、アナトミカル・ドールを導入しない。
  3. 「明確化」「一貫性」「子どもの身体との距離を取る」「コミュニケーション困難な子どもにコミュニケーション手段を提供する」という目的のいずれかに該当しない限り、アナトミカル・ドールを導入しない。
  4. 上記の通り、「一貫性」を見る目的でアナトミカル・ドールを使用することはあるものの、アナトミカル・ドールはあくまで『デモンストレーション・エイド』であり、言語化のツールである。アナトミカル・ドールを用いた被害再現は、日本の再現実況見分とは異なる。



おっしゃったとおりですので割愛して、研修体制ですけれど、やっぱり、今の研修体制のままで伝聞例外になるだけの司法面接ができるかと言ったら、心もとないと思います。きちっと研修体制をしっかり組むこと——それでちょっと先走っちゃったのですけれど——プロトコルの質問の種類とストラクチャーを教える前に、やっぱり『開示のプロセス』とか『ダイナミクス』とか言語発達とか、あとは、話せない子どもの『ブロック』の講義とか、こういったものは、この知識なくして司法面接駆使できませんから、これは絶対に入れるべきだと思うのです。それから、司法面接後に系統的全身診察が行われるわけですし、その後、児童相談所等による保護制度があったり、刑事訴訟に行ったりするわけですよ。そして、司法面接者は、先ほど吉開さんが「子どもは反対尋問を受ける」とおっしゃっていましたが、そういう構造で法律も規定されているので、そういうことになると思うのですけど、やっぱり、子どもにとってはきついですよね。そしたら、ちゃんと司法面接者が出廷して、子どもが話したことを代弁してあげることが大事で、面接者は出廷することが前提ですので、そうすると、司法面接者が出廷する場合、どういう訓練が必要かということも入れないと不十分だと思うのです。

そして一番、日本の研修体制で問題を感じるのは、模擬面接という最初から最後まで全てのプロトコルを通して、子役さんを使って練習するというのが必須になっていないことです。これせずして現場に出て、司法面接を実践しているというのは、それはもう、「受けた子どもはたまらないよ」という状況なので、模擬面接を入れるとしたら、最低でも5日は研修をやらなければ、必要なカリキュラムを組めないだろうと思いますので、いろいろ反発があることは重々お聞きしておりますけれども、それでも、司法面接の質を担保しなければ、子どもに対して非常に失礼なことだと思います。以上です。

田村：ありがとうございました。

(10) 最後に

田村：時間の関係もございますので、この辺で最後にパネリストから一言ずつ発言をしていただきたいと思います。根ヶ山さんからお願いします。

根ヶ山：今日は改めて皆さんからいろんなコメントをもらって、児童相談所がどういう役割ができるかということを考えさせられたとともに、まだまだ児童相談所がもしかしたらもっとリーチを広げることができることもあるかもしれないし、もっと子どものためにできることもあるかもしれないと思いました。でも飛田さんが言ったように、やっぱりまだまだ児童相談所だけではできないこともたくさんあって、(子どもへの支援が)落ちているものがあるってということにみんなで気付くことから始まるっていうのは、本当にそのとおりで。児童相談所ができないことを捜査機関の皆さんと一緒に頑張ったり、そしてまた別の機関とも、医療機関ともいろんな機関と協力してやっていくことが、引き続き大事

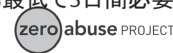
## 事後ミーティングの重要性に関する記載

- 「司法面接後の手続き」として、ガイドラインたつき台 pp. 55-57 には、「司法面接の録音録画記録媒体」の利用方法ばかりが記載されているが、司法面接後の「事後ミーティング」の重要性の記載を追記すべきである。
  - 多機関連携チーム (Multidisciplinary Team: MDT) メンバーは、司法面接・系統的全身診察 (Medical Examination) をモニターして、自分たちが必要とする情報が入手できたかどうかを観察することも重要だが、事後ミーティングこそが MDT の本領発揮



## 研修体制のあり方

- ガイドラインたつき台 pp. 57-58 には、「面接者は国際標準の研究・実践に基づく司法面接の研修プログラムを修了していることが要求される。」と記載されているものの、『国際標準の研修プログラム』とはなんぞやが記載されていない。
  - プロトコルの研修の前に、せめて、「開示のプロセス (Process of Disclosure)」「性虐待のダイナミクス」「子どもの言語発達」「開示を阻むブロック」などの基礎的知識を研修すべき
  - プロトコルだけでなく、司法面接後に実施すべき「系統的全身診察」や、「児童保護制度」「刑事訴訟」の仕組み、司法面接者が法廷証言する際の注意事項なども組み込むべき
  - ラポールからクロージャーまで通して練習する「模擬面接」を組み込むべき
- 以上に鑑みれば、基礎研修だけでも最低で5日間必要





なんだと思いました。今日はありがとうございました。

**田村：**ありがとうございました。では阿波さん。

**阿波：**ありがとうございました。やはりこういうシンポジウム一つで、ずいぶんと相互理解が進むものだというように思いました。非常に有意義だと思いました。こういう本当に大きな、立派なシンポジウムというのはすごく難しいと思いますけれども、できることならば都道府県警察一つ一つが、その地域においてこういうシンポジウムみたいな機会があればもっといいのではないかと思います。ぜひ裾野を広げる取組みというのもしていただければと思います。

**田村：**ありがとうございました。では飛田さん。

**飛田：**新司法面接プロジェクトを、本当に増井先生や田村先生と一緒にやらせていただいたこと自体が、私にとっては本当に悲願でもあり本当に素晴らしい、何か子どもたちのためにやっぱりこういうふうと一緒にやってくれる方がいるんだってということも、すごくうれしかったんですけど。今日本当に皆さんがこの話を、なんていうかちゃんと同じ言葉で、何かかみ合った議論でしている感じがすごくして。これってたぶん10年前ではできなかった、5年前でもできなかったかもしれないことが、何か今まさにできてきているような気がするんです。最新の議論も、本当に正しい知識に基づく最新のご意見もいただいたりなんかして。それも本当にこういうふうにかみ合ったからこそできるような気がして。これをまた一歩進めて、ぜひこの後みんなでオール日本で話し合いながら新しい視点で、きちんと1人の子どもに最後まで、どの子どもに対してもできるような対応のシステムをぜひみんなでつくり上げていけたらなと思っています。今日は本当にありがとうございました。

**田村：**ありがとうございました。では増井さん。

**増井：**さまざまな分野の人と協力してというのが、すごく大事だと思うんですけど、私は刑事法の研究者の端くれとして、非常に強い反省を持っておりまして、この分野のさまざまな研究や実践に刑事法の研究者は、もちろん今日参加して下さっている先生方の中にも長年ライフワークとして研究して下さってきた先生も、先輩、大先輩もいらっしゃいますけど、しかし、ほとんど目を向けてこなかったんじゃないかっていう、その反省があります。

今、司法面接さまざまなこと行われているけれども、そこには法律家の関与、プロトコルを考えたりガイドライン考えたりするところの司法関係者の関与というのが、やっぱりすごく薄いのですが、今回ガイドラインを作ったメンバー見ていただくと、ほとんど刑事系の研究者、あとは実務家の方々が入っていて、これはある意味では法律家の側からの一つの責任として、この問題を受け止めた時にはこういうふうを考えるっていうのを、いったん投げ返すというか、組上（そじょう）に上げさせていただいたということなんです。しかしこれもまた法律家の一面的な限界を反映しているところですから、実際分らないこと、医学的なこと、心理学的なこと、分からないことたくさんあるので、そこは飛田さんがさっきおっしゃったように、同じ言葉で語れるようになったところが非常にうれしいと思っているので、そこは今後、これからもこの議論を続けていきたいなと思っています。引き続き、どうぞよろしくお願いします。

**田村：**ありがとうございました。今回「子どもの話を大切にする」というテーマで、社会安全・警察学研究所の設立10周年のシンポジウムを開催することができました。皆さんのおかげです。この会場は50人ぐらいの参加をいただくつもりでご招待をし、ちょうど50人の参加をいただきました。ウェブでは予想よりも多くの方に参加いただきました。何とんでもアメリカからリンダさんに来ていただきましたし、対談というのは従来あまりやってこなかったんですけども、結構分かりやすかったのではないかと思います。講演者お2人も大変良いお話をさせていただきました。質問者のほとんどは実務家のお2人に対する質問でした。実務的な関心の高さを反映していますし、お2人においていただいて本当に良かったと、最後にまた改めて思った次第でございます。

今回「ガイドラインの策定に向けた議論のためのたたき台」という文章という形になっているものを前提に議論をしていただきました。一つ一つの内容としては「こういうことが大事だ」と思っておられた人はいっぱいいたのだでしょう

が、それをひとまとまりの文章にすることは、とても大切なことだと思っています。先ほどパネリストの方が引き継ぎの時に文章にしていることが大事だとおっしゃっていましたが、紙に書いて初めて共通の理解ができると思います。紙に書いていないと、お互い共通の見解だと思っていたのに実は全然違って、あるいは、その言葉の意味が、紙に書いてみて初めて、それぞれが違う意味で使っていたことが分かるということがよくあります。先ほど山田さんからご指摘があったように、言葉の使い方が一部で違っているということがあり、できる限り言葉の違いを一つ一つ共通のものにしていく、その重要なステップが今回のことでできたのではないかと、思います。

子どもの話を大切にする、それが研究といえましょうか紙の上でも、そして実践の上でもさらに進むための議論ができたのではないかと、と思っています。皆さまどうもありがとうございました。